三　当該特定外国子会社等が当該各事業年度において当該内国法人に係る他の特定外国子会社等（法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等を含むものとし、第一項第四号に規定する子会社に該当するものに限る。以下この号及び次号において「他の特定外国子会社等」という。）から受ける配当等の額（その受ける配当等の額の全部又は一部が当該他の特定外国子会社等の本店所在地国の法令において当該他の特定外国子会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている配当等の額に該当する場合におけるその受ける配当等の額に限る。以下この号及び次号において同じ。）が当該他の特定外国子会社等の基準事業年度の配当可能金額のうち当該特定外国子会社等の出資対応配当可能金額を超えない場合であつて、当該基準事業年度が課税対象金額又は個別課税対象金額の生ずる事業年度である場合　当該配当等の額

四　当該特定外国子会社等が当該各事業年度において当該内国法人に係る他の特定外国子会社等から受ける配当等の額が当該配当等の額に係る基準事業年度の出資対応配当可能金額を超える場合　当該他の特定外国子会社等の基準事業年度以前の各事業年度の出資対応配当可能金額をそれぞれ最も新しい事業年度のものから順次当該配当等の額に充てるものとして当該配当等の額を当該各事業年度の出資対応配当可能金額に応じそれぞれの事業年度ごとに区分した場合において、課税対象金額又は個別課税対象金額の生ずる事業年度の出資対応配当可能金額から充てるものとされた配当等の額の合計額

第三十九条の十七第二項各号列記以外の部分中「外国法人」を「法人」に改め、「百分の二十五」の下に「（当該法人が内国法人である場合には、百分の五十）」を加え、同項第一号中「外国法人を」を「法人を」に、「当該外国法人」を「当該法人」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第三項中「外国法人」を「法人」に改め、同条第四項中「場合」の下に「で、かつ、当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する当該統括会社に係る外国法人である被統括会社の株式等の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する当該統括会社に係る被統括会社の株式等の当該貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額に対する割合又は当該統括会社の当該事業年度における当該統括会社に係る外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額の当該統括会社の当該事業年度における当該統括会社に係る被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額に対する割合のいずれかが百分の五十を超える場合」を加え、同項第一号中「二以上の被統括会社」を「複数の被統括会社」に、「外国法人である二以上の被統括会社」を「外国法人である被統括会社」に改め、同条第十三項中「外国法人」を「法人」に改める。

第三十九条の十七の二第二項中「規定する剰余金の配当等の額」の下に「（法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二十二項を次のように改める。

22　法第六十六条の六第九項に規定する政令で定める特定外国子会社等は、前条第四項に規定する統括会社に該当する特定外国子会社等とする。

第三十九条の十七の二第二十三項を削る。

第三十九条の二十第五項中「第六十六条の六第八項」を「第六十六条の六第十項」に、「第七項を」を「第七項から第九項までを」に改め、同条第六項中「第七項」を「第七項から第九項まで」に改める。

第三十九条の二十の二第七項第二号中「以下」を「未満」に改める。

第三十九条の二十の七第三項中「同条第十二項」を「同条第二十項」に改める。

第三十九条の二十の九第五項中「第六十六条の九の二第九項」を「第六十六条の九の二第十項」に、「及び第七項を」を「、第七項及び第八項を」に改め、同条第六項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改める。

第三十九条の二十一中「、電気ガス供給施設利用権及び土地の上に存する権利」を「及び電気ガス供給施設利用権」に改める。

第三十九条の二十二第二項中「第一号から第七号までに掲げる業務にあつては、」を削り、「に限る。）と」を「であつて、当該基金に充てるために財務大臣が指定する期間内に徴収される負担金に係る業務に限る。）と」に改め、同項第八号を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「期間並びに前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九条の二十七第三項中「うめる」を「補塡する」に改め、同条第十四項中「、法第六十七条の四第九項」を「、同条第九項」に、「で法第六十七条の四第九項」を「で同条第九項」に改める。

第三十九条の二十九を次のように改める。

（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）

第三十九条の二十九　法第六十七条の六第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第十九条の規定の適用については、同条第一項中「配当等の額（」とあるのは「配当等の額（租税特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託（以下この項及び第五項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配の額を含む。）と、「係る基準日」とあるのは「係る基準日（特定株式投資信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日。以下この条において同じ。）」と、「同条第一項」とあるのは「法第二十三条第一項」と、「株式等（以下」とあるのは「株式等（特定株式投資信託の受益権を含む。以下」と、同条第五項中「規定する配当等の額」とあるのは「規定する配当等の額（特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。）」と、「第百五十五条の七第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四の四（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の七第一項」とする。

第三十九条の三十一第四項中「、第六十条の二第一項」を削り、「第百十二条第十四項」を「第百十二条第二十項」に、「（法人税法）を「（同法）に、「、第六十条の二第五項並びに第六十一条第四項」を「並びに第六十一条第五項」に改める。

第三十九条の三十二第一項中「、第六十条の二第一項」を削り、「第百十二条第十四項」を「第百十二条第二十項」に、「、第六十条の二第五項並びに第六十一条第四項」を「並びに第六十一条第五項」に改める。

第三十九条の三十二の二第十項を次のように改める。

10　特定目的会社に対する法人税法施行令第九条第一項の規定の適用については、同項第八号中「金額を除く。）」とあるのは「金額を除く。）から当該合計額のうち租税特別措置法第六十七条の十四第一項（特定目的会社に係る課税の特例）の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を控除した金額」と、同項第十三号中「の金額」とあるのは「の金額（当該金額のうち租税特別措置法第六十七条の十四第一項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を除く。）」とする。

第三十九条の三十二の二第十四項を同条第十五項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法人が特定目的会社の出資を有する場合における法人税法施行令第二十二条の規定の適用については、同条第二項中「を除く」とあるのは「及び特定目的会社の出資を除く」と、同条第三項中「を除く」とあるのは「並びに特定目的会社を除く」とする。

第三十九条の三十二の三第一項中「第二十四条」の下に「（同法第百四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）」を加え、「利益の配当とみなされる金額」を「同法第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額とみなされる金額（所得税法第二十五条の規定により法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十六項に規定する投資主（以下この条において「投資主」という。）で